

## 明治期における巡幸施設の建築様式と使い方に関する研究

—皇室にみる洋風から和風への回帰とその背景—

主査 小沢 朝江\*<sup>1</sup>

委員 水沼 淑子\*<sup>2</sup>

本研究は、明治期における明治天皇巡幸、皇太子（大正天皇）巡啓に用いられた巡幸施設の建築とその室礼について検討した。明治天皇の巡幸では和風建築が圧倒的に多く、洋風建築の場合も内部に畳を敷きトコを設けるなど、和風建築の規範を用いて天皇の座所という「格」が表現された。また、天皇が使用する椅子・テーブル等は持参し、畳・御簾など和風の調度を用いて玉座が設えられた。一方、明治後期の皇太子巡啓では、御座所以外に寢室や謁見所が別室で設けられ、各室に多種多様の調度が設えられるなど、生活空間としての「質」が重視された。また、椅子・テーブル掛・屏風等による皇室特有の室礼の定型が確立し、建築様式に関わらない身分表現が可能になった。

キーワード：1) 明治天皇、2) 皇太子、3) 巡幸、4) 行在所、5) 和風、6) 洋風、7) 床座、8) 椅子座、9) 格

### RESEARCH ON ARCHITECTURE OF THE ACCOMMODATION FOR THE EMPEROR'S TOUR IN MEIJI ERA

—The ground of a revolution from Western style to Japanese style of residences of Imperial family—

Ch. Asae Ozawa

Mem. Yoshiko Mizunuma

This research aims to examine the architectural designs and furnishings of the facilities where the Emperor Meiji and the Crown Prince stayed during their formal domestic visits in the Meiji era. Most of the facilities for Emperor Meiji were built in Japanese style; even in the Western room they added *tatami* and *toko* to show the "status". The chairs and tables were brought to the facilities in order to set the throne with other Japanese furnishings. Compared to the Emperor's, the facilities for the Crown Prince were less formal in the late Meiji era. The status was expressed in the facilities for the Emperor Meiji; whereas the quality was more important for the Prince.

#### はじめに

明治初期、明治天皇が明治政権の浸透と地方情勢把握を目的に日本各地を巡幸したことはよく知られている\*<sup>1</sup>（～<sup>3</sup>）。大正天皇もまた、皇太子時代、明治33年の北九州巡啓を皮切りに全国を巡啓した\*<sup>7,8</sup>。この巡幸・巡啓の際、行在所（天皇の仮の御座所）や御小休所<sup>註1</sup>として地方の民家や公共施設が用いられたが、既存施設だけではなく、巡幸・巡啓のために新築した例も多かった。

宮殿や御用邸・離宮は天皇家が所有・管理し定期的に利用する施設であるが、それに対し行在所や御小休所（以下、巡幸施設と呼ぶ）はその目的や立地に依りて臨時に利用する施設である。巡幸施設には、それを用意した人々の抱く「天皇の住まい」のイメージが具現化されていると同時に、天皇家や宮内庁の要望・条件が何らかの形で反映されたはずである。明治天皇がいち早く洋装し、洋風化を推し進める手本とされたことから、巡幸施設のうち、これまで特に洋風建築だけが「地方の鹿鳴館」と呼

ばれ注目されてきた。しかし、実際は後述のように大部分が和風建築であり、従来の固定的なイメージは改める必要がある。

すでに、天皇をはじめとする皇族が所有する本邸・別邸について検討を行い、御用邸や皇族別荘の多くが和風を主体としたこと、明治初期には他に先立って洋風化が進んだ皇族本邸が、明治中期以降は和館を前面に押し出す構成に変化したことを指摘した\*<sup>50,51</sup>が、本来「洋風化の手本」であったはずの天皇や皇族の邸宅でなぜある時期から「和風」が選択されたのか、その理由はいまだ明らかではない。

この解明には、常設的な住まいである宮殿や御用邸だけではなく、臨時の住まいである巡幸施設も含めた分析が必要である。明治天皇と皇太子（大正天皇）の巡幸・巡啓を比較することで、明治初期と後期での建築様式や室礼の違いや、巡幸・巡啓施設の建設意図の違いも明らかにできよう。

\*<sup>1</sup> 東海大学工学部 助教授

\*<sup>2</sup> 関東学院大学人間環境学部 教授

以上の視点から、本研究は、明治期の巡幸・巡啓施設を対象に、建築およびその内部の室礼において「和風」と「洋風」のいずれが選択されたか、その選択にはいかなる意図が込められていたかを検討し、明治期の皇室における和風回帰の背景を考察するものである。

## 1. 明治天皇の巡幸施設とその室礼

### 1.1 巡幸施設の種類と建築様式

明治天皇の長期にわたる巡幸は、近畿・中国・九州巡幸（明治5年）をはじめとする6回（六大巡幸）である<sup>×3,4</sup>。ここではこれらの巡幸のうち、船中泊が多く巡幸施設の利用が少ない行幸・行啓を除き、かつ史料や現存遺構が多く、施設の様相がよくわかる例として、奥羽巡幸（明治9年6月2日～7月21日、以下9年巡幸と呼ぶ）と東北・北海道巡幸（明治14年7月30日～10月11日、以下14年巡幸と呼ぶ）を中心に扱うものとし、北陸・東海巡幸（明治11年8月30日～11月9日、以下11年巡幸と呼ぶ）を随時対象に加える。なお、9年巡幸と14年巡幸は、東京～青森間で順路が重複し、巡幸施設も両度使われた例が多い。また、この六大巡幸では、後述のように天皇が使用する椅子・テーブル等を持参しており<sup>※2</sup>、天皇は用意された巡幸施設の種別や建築様式に関わりなく常に椅子座を通したことを確認しておきたい。

9年と14年の2度の巡幸で使用された巡幸施設は、御泊行在所68件、御昼行在所57件、御小休所246件の計371件<sup>※3</sup>である（表1-1）。利用された建物の種類は、個人住宅が6割を占める。11年巡幸の場合も、巡

幸施設305件のうち、個人住宅は208件で7割近くを占めた<sup>※3</sup>。

これらの巡幸施設を、主に外観から建築様式で分けると、9年巡幸と14年巡幸の場合（表1-1）、洋風建築は御泊行在所11件、御昼行在所3件、御小休所8件の計22件に過ぎず、大部分は和風建築である。特に個人住宅の場合、洋風建築は若目田家（栃木県阿久津村、現存せず）<sup>※4</sup>のみで、他はすべて和風だった。

ところで、明治天皇はこの巡幸の際、各地で県庁・郡役所・学校・裁判所・軍施設・産業施設を視察に訪れている。当時の山形県令三島通庸が、巡幸に先立ち、県庁舎・郡役所・県立病院・警察署などを洋風建築で新築した例が知られる<sup>×5</sup>のように、天皇が視察に訪れた施設は圧倒的に洋風建築が多かった。天皇が宿泊・休息する巡幸施設に洋風建築が用意されたとの先入観は、天皇自身が帯びた洋風のイメージに加え、視察を受けた洋風建築が目目されたことから生まれたのだろう。

学校や官庁舎は、視察に訪れるだけでなく、行在所や御小休所としても用いられているが、山形博物館（山形市）<sup>×18</sup>、雄勝郡役所（秋田県湯沢市）<sup>×14</sup>、長岡小学校（新潟県長岡市）<sup>×26,27</sup>のように、校舎や庁舎が洋風建築であっても、天皇の御座所（以下、玉座<sup>※5</sup>と呼ぶ）は和風で別棟を新築する例が多かった。巡幸を指揮する太政官側も、学校等の洋風建築を行在所に充てることを奨励しておらず、例えば11年巡幸では、新潟県の大崎村・柏崎村、福井県の丸岡町などで学校を新築して御泊行在所に充てる希望が出されているが、「家屋の構造」が行在所として適切ではないとの理由で、民家や寺院な

表1-1 9年・14年巡幸における巡幸施設  
（文献2～5,7,10～25）

| 用途    | 種別     | 建築様式 |    |     | 計   |
|-------|--------|------|----|-----|-----|
|       |        | 和風   | 洋風 | 不明  |     |
| 御泊行在所 | 個人住宅   | 32   | 0  | 11  | 43  |
|       | 公共施設   | 4    | 7  | 0   | 11  |
|       | 学校     | 1    | 4  | 2   | 7   |
|       | 社寺     | 7    | 0  | 0   | 7   |
| 御昼行在所 | 個人住宅   | 37   | 0  | 9   | 46  |
|       | 公共施設   | 0    | 2  | 4   | 6   |
|       | 学校     | 0    | 1  | 1   | 2   |
|       | 社寺     | 3    | 0  | 0   | 3   |
| 御小休所  | 個人住宅   | 112  | 1  | 20  | 133 |
|       | 公共施設   | 2    | 5  | 8   | 15  |
|       | 学校     | 3    | 2  | 4   | 9   |
|       | 社寺     | 16   | 0  | 0   | 16  |
|       | 野立(仮設) | 13   | 0  | 60  | 73  |
|       | 計      | 230  | 22 | 119 | 371 |

表1-2 秋田県・新潟県における巡幸施設の新築状況（文献10,13,14,26,27）

| 県名  | 種別     | 御泊行在所 |    |    | 御昼行在所 |    |    | 御小休所 |    |    | 計  |    |    |
|-----|--------|-------|----|----|-------|----|----|------|----|----|----|----|----|
|     |        | 新築    | 改造 | 既存 | 新築    | 改造 | 既存 | 新築   | 改造 | 既存 | 新築 | 改造 | 既存 |
|     |        | 秋田県   | 6  | 1  | 0     | 5  | 1  | 1    | 8  | 6  | 3  | 19 | 8  |
| 秋田県 | 公共施設   | 1     | 0  | 0  | 1     | 0  | 0  | 0    | 0  | 2  | 2  | 0  | 2  |
|     | 学校     | 0     | 1  | 0  | 0     | 0  | 0  | 1    | 1  | 0  | 1  | 2  | 0  |
|     | 社寺     | 0     | 1  | 0  | 0     | 0  | 0  | 0    | 1  | 0  | 0  | 2  | 0  |
|     | 野立(仮設) |       |    |    |       |    |    | 6    |    | 4  | 6  |    | 4  |
|     | 計      | 7     | 3  | 0  | 6     | 1  | 1  | 15   | 8  | 9  | 28 | 12 | 10 |
|     | 新潟県    | 3     | 2  | 1  | 7     | 2  | 1  | 18   | 7  | 15 | 28 | 11 | 17 |
| 新潟県 | 公共施設   | 0     | 0  | 0  | 0     | 0  | 0  | 0    | 0  | 1  | 0  | 0  | 1  |
|     | 学校     | 3     | 0  | 0  | 2     | 0  | 0  | 3    | 0  | 0  | 8  | 0  | 0  |
|     | 社寺     | 1     | 3  | 0  | 1     | 0  | 0  | 0    | 0  | 1  | 2  | 3  | 1  |
|     | 野立(仮設) |       |    |    |       |    |    | 7    |    | 4  | 7  |    | 4  |
|     | 計      | 7     | 5  | 1  | 10    | 2  | 1  | 28   | 7  | 21 | 45 | 14 | 23 |

ど他の建物に変更したり、和風で別棟を新築している<sup>51</sup>。宿泊や休息など、いわば天皇が「住む」ための施設と、地方の発展をアピールする「見せる」施設は分けて考えられていたこと、洋風建築は天皇が「住む」施設として適切ではないと認識されていたことが窺える。

14年巡幸に先立って出された「御巡幸ニ付心得方」(以下、「心得方」と呼ぶ)<sup>52</sup>によれば、巡幸の目的は「地方民情ヲ可被知食」ことであり、巡幸施設は「只々御差支不相成儀ヲ大旨」として、支障がない限り既存建物を使うよう指示されている<sup>53</sup>。しかし実際は、14年巡幸の秋田県の場合、巡幸施設の約6割が玉座を新築し、2割強が既存の建物に修理を加えている(表1-2)。特に個人住宅は新築・改造を行った比率が高く、本来野営であるはずの「野立」でも10箇所中6箇所が御小休所を新築している。11年巡幸の新潟県の場合(表1-2)も同様で、個人住宅の約7割で玉座の新築・改造が行われており、地域による差はあるものの、既存建物をそのまま利用するのではなく、新築・改造した巡幸施設の多かったことがわかる。

## 1.2 巡幸施設の平面と内部空間

巡幸施設には宿泊のための御泊行在所、昼食のための御昼行在所、休憩のための御小休所がある<sup>54</sup>。先述の「心得方」によれば、「御馬車舎並供奉員ノ馬繋場所」を宿泊・休憩いづれでも準備すること、「御浴室並御廁」は内務省・宮内省と相談して準備することが通達されているものの、平面や設備について他に細かな指示はない。玉座は8畳から12畳程度の広さが多く、宿泊・休憩など用途に関わりなく玉座1間に便所や湯殿を付した平面を採っている<sup>55</sup>。後述のように、明治5年の九州巡幸の際は御寝台を玉座に設えており、巡幸の際はこの玉座1室で食事や就寝などすべてを行なったと考えられる。

以下、洋風建築と和風建築に分けて詳しく検討する。

### (1) 洋風建築

表1-1の洋風建築22件のうち、平面や写真によって巡幸時の内部の様子が判明するのは9件である(表1-3)。

東置賜郡役所(山形県、図1-1,2)の場合、玉座部分は板敷の床に畳20畳を敷き詰め、「置床」を設けている<sup>56</sup>。また開成館(福島県、図1-3)では、板敷の室内の一角に柱を立て、障子を巡らして、12畳敷の玉座を設けた<sup>57</sup>。清川小学校(山形県、図1-4)では、巡幸のときのみ校舎全体に畳を敷き詰め、玉座部分は畳の上にさらに絨毯を敷いたという<sup>58</sup>。このように、本来板敷の床に巡幸の時のみ畳を敷く例は9例中6例に及び、置床の設置や改造によって玉座にトコを設ける例も9例ある。本来なら椅子座にもっともふさわしいはずの洋風建築で、内部空間をそのまま利用するのではなく、和風建築の要素を加味している点が特筆される。

### (2) 和風建築

前掲の3度の巡幸のうち、玉座を新築した例(表1-4)を中心に考察する。個人住宅で別棟を新築する場合、郡山御泊行在所(福島県、図1-5)や六郷御小休所(秋田県、図1-6)、名取御小休所(宮城県)のように、母屋とは別棟で1室または2室の建物を設ける場合が多い。大部分が玉座にトコを設けるが、郡山御泊行在所や北野御小休所(秋田県、図1-7~9)のように、2室の場合トコを次の間から見た正面ではなく、庭側から見た正面に設けることが特徴である。これは次の間が侍従の控室で<sup>59</sup>、2室を通して対面に使用する場面が少なく、天皇に拝謁する場合も庭または縁から伺候するためと考えられる。また2室構成の場合、北野御小休所(山形県)、岩室御小休所(新潟県)など多くが玉座を上段とし、さらに置畳を置いて天皇の椅子を置く場所の床高をあげる例も多い<sup>60</sup>。

現存する建物の寸法を見ると(表1-4)、内法高さは5尺8寸程度と標準的な寸法であるのに対し、天井高さについては六郷御小休所や漆山御小休所(山形県)、岩室御小休所で10尺以上あり、非常に高い。また外観も、北野御小休所や六郷御小休所では玉座の真上のみ屋根を上げ、郡山御泊行在所では平家でありながら2階分に近い軒高にするなど、高さを強調した例が見られる。

室内の仕様を見ると、天井は棹縁天井の他、格天井に

表1-3 9年・14年巡幸における洋風の巡幸施設

| No. | 所在地    | 名称     | 用途 | 玉座の広さ  | 巡幸時の室礼 |    |    | 現存 | 備考                    |
|-----|--------|--------|----|--------|--------|----|----|----|-----------------------|
|     |        |        |    |        | 畳      | トコ | 上段 |    |                       |
| 1   | 福島県郡山市 | 開成館    | 宿泊 | 12畳    | ○      | 不明 | ○  | ○  | 文献2,10,23,24。3階に設置。   |
| 2   | 福島県郡山市 | 金透小学校  | 小休 | 32畳    | ○      | ○  | ×  | 一部 | 文献10,23。2階東側に設置。      |
| 3   | 秋田県金沢町 | 格知学校   | 小休 | 24畳    | ○      | ○  | 不明 | ×  | 文献13。                 |
| 4   | 山形県新庄町 | 最上郡役所  | 宿泊 | 8畳程度*  | 不明     | ○  | 不明 | ×  | 文献16,18。2階の一角に設置。     |
| 5   | 山形県鶴岡市 | 西田川郡役所 | 宿泊 | 12畳程度* | 不明     | ○  | 不明 | ○  | 文献16,18。2階。           |
| 6   | 山形県高島町 | 東置賜郡役所 | 宿泊 | 20畳    | ○      | ○  | ○  | ×  | 文献16,18,20。次の間は18畳。   |
| 7   | 山形県天童市 | 東村山郡役所 | 昼食 | 2畳程度*  | 不明     | ×  | ○  | ○  | 文献16,18,22。2階の一角に設置。  |
| 8   | 山形県米沢市 | 南置賜郡役所 | 宿泊 | 不明     | 不明     | ○  | ○  | ×  | 文献16,18。              |
| 9   | 山形県清川村 | 清川小学校  | 宿泊 | 18畳    | ○      | ×  | ×  | 一部 | 文献16,18,19。2階庭の玉座を増築。 |

\*は、畳敷の記事がないが、図面から広さを判断した。

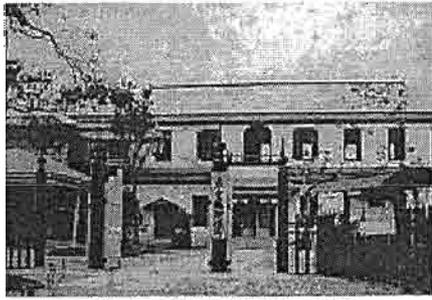


図1-1 東置賜郡役所 外観  
(文献20所収)

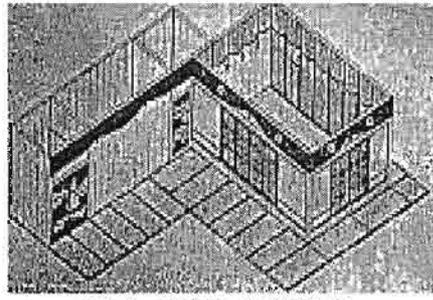


図1-3 開成館 玉座見取図  
(文献23所収)

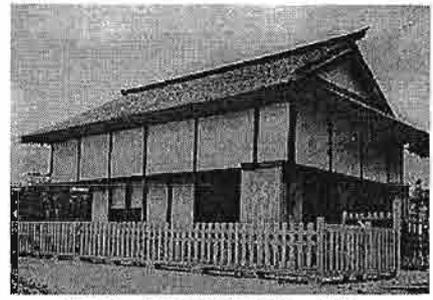


図1-5 郡山御泊行在所 外観  
(文献10所収)

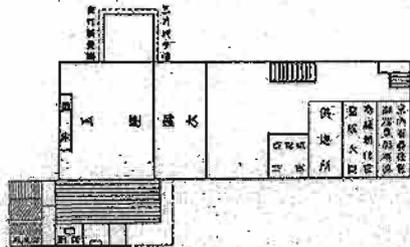


図1-2 東置賜郡役所 平面図  
(文献20所収)

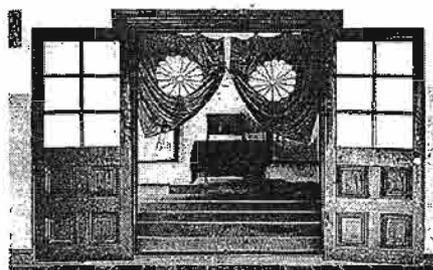


図1-4 清川小学校 玉座  
(文献19所収)



図1-6 六郷御小休所 外観



図1-7 北野御小休所 外観

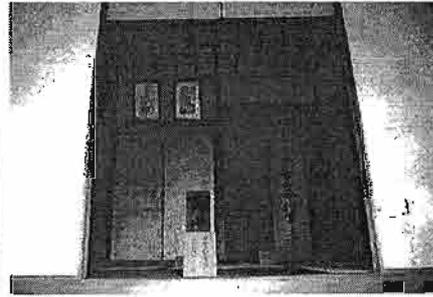


図1-8 北野御小休所 玉座

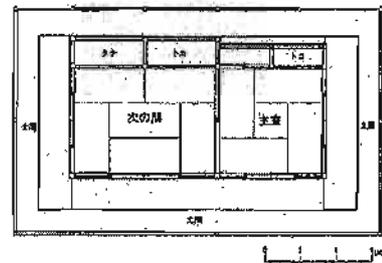


図1-9 北野御小休所 平面



図1-10 天童市立旧東村山郡役所資料館所蔵の椅子

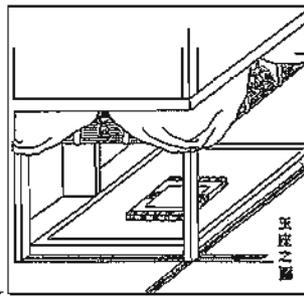
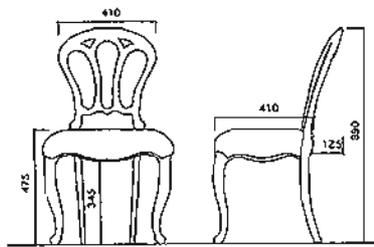


図1-11 沼垂御小休所 玉座  
(文献26所収)

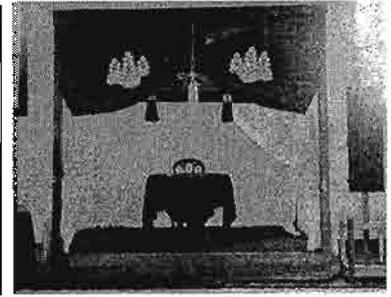


図1-12 東村山郡役所の玉座の室札  
(天童市立旧東村山郡役所資料館所蔵)

表1-4 明治天皇巡幸における和風の巡幸施設例 注8)

| No. | 所在地      | 名称<br>(現名称)       | 用途 | 玉座の広さ | 内部空間 |    | 寸法(単位:寸) |       | 現存 | 備考                           |
|-----|----------|-------------------|----|-------|------|----|----------|-------|----|------------------------------|
|     |          |                   |    |       | トコ   | 上段 | 内法高      | 天井高   |    |                              |
| 1   | 秋田県秋田市   | 北野御小休所            | 小休 | 4.5畳  | ○    | ○  | 56.3     | 83.1  | ○  | 文献13. 奈良家内に移築。床は金地、天井は銀地。    |
| 2   | 秋田県六郷町   | 斎藤喜世助家(諏訪神社)      | 小休 | 8畳    | ○    | 1室 | 58.8     | 112.0 | ○  | 文献13.15.                     |
| 3   | 秋田県湯沢市   | 雄勝郡役所(八幡神社)       | 宿泊 | 不明    | 不明   | 1室 | 57.7     | 未     | ○  | 文献5.14. 洋風の郡役所に別棟新築。外観のみ調査。  |
| 4   | 山形県上市    | 上山御宿園(斎藤茂吉記念館隣遊亭) | 小休 | 8畳    | ○    | ×  |          |       | ○  | 文献5.13. 解体後、1982年現在地に復元。     |
| 5   | 山形県山形市黒沢 | 渡辺久右衛門家           | 小休 | 8畳    | ×    | 1室 | 58.0     | 94.2  | ○  | 文献5.13.                      |
| 6   | 山形県出羽村漆山 | 半沢久三郎家(寛の里)       | 小休 | 10畳   | ○    | ○  | 58.0     | 104.6 | ○  | 文献18.21. 「寛の里」に移築。           |
| 7   | 宮城県名取市   | 菊池善蔵家(増田公民館)      | 小休 | 10畳   | ○    | ×  |          |       | ×  | 文献10.12. 1993年取り壊し。          |
| 8   | 福島県郡山市   | 宗形弥兵衛家(安藤ヒサヨ家)    | 宿泊 | 8畳    | ○    | ×  |          |       | ○  | 文献10.23.                     |
| 9   | 新潟県岩室村   | 高島翁平家(高島屋)        | 小休 | 8畳    | ○    | ○  | 57.5     | 114.0 | ○  | 文献26.27.                     |
| 10  | 新潟県新潟市   | 白鷺成照家(長徳寺)        | 宿泊 | 10畳   | ○    | ○  |          |       | ○  | 文献26.27. 新潟田市-長徳寺へ移築。        |
| 11  | 新潟県新潟市   | 桂堂感家              | 宿泊 | 8畳    | ○    | ○  |          |       | ×  | 文献26.27. 表御座所と裏御座所の2棟あり。     |
| 12  | 新潟県寺泊町   | 寺泊学校(寺泊町役場)       | 感食 | 8畳    | ○    | ×  |          |       | ×  | 文献26.27. 校舎とは別棟で新築。1928年復元。  |
| 13  | 新潟県柏崎市   | 柏崎小学校             | 宿泊 | 21畳   | ×    | ×  |          |       | ×  | 文献26.27. 和風2階建て新築。1階玉座、2階寝室。 |
| 14  | 新潟県長岡市   | 表町小学校(少彦名神社)      | 宿泊 | 8畳    | ×    | ○  |          |       | ×  | 文献26.27. 和風の別棟を新築。           |
| 15  | 新潟県糸魚川市  | 池原平十郎家            | 宿泊 | 10畳   | ○    | ○  |          |       | ×  | 文献26.27.                     |
| 16  | 新潟県魚津市   | 寺崎与一郎家            | 宿泊 | 8畳    | ○    | ○  |          |       | ×  | 文献28.                        |
| 17  | 愛知県名古屋   | 名古屋博物館(龍影閣)       | 小休 | 9畳    | ○    | ○  | 57.0     | 72.8  | ○  | 文献32. 熱田神宮に移築。2畳分を上段とする。     |
| 18  | 滋賀県愛知川町  | 西村平八家(竹平楼空生殿)     | 宿泊 | 8畳    | ○    | ×  |          |       | ○  | 文献31.                        |

する例（北野御小休所、柏崎御泊行在所<sup>×26)</sup>など）や、玉座上部のみ塗り回しにする例（名古屋博物館便殿など）が見られる。北野御小休所では、襖は金張り、天井格間は銀張りで、新津御泊行在所（新潟県）でも房付の金襖を用いて玉座廻りを「総金地」にしたという<sup>×26)</sup>。柏崎御泊行在所でも当初は天井格間を金張りにしたが、巡幸先発官に儉約を促されて銀紙に改めている<sup>×26)</sup>。金や銀は高価かつ高貴な仕様として選ばれたのであろう。

この他、御所や神社を意識した意匠が多いことも特徴である。名取御小休所の場合、巡幸時の記録に建築様式について「宮居建」「紫宸殿に似たる」とあり<sup>×12)</sup>、新津御泊行在所も既存建物を「御所風」に改築している<sup>×20)</sup>。漆山御小休所では、トコ以外に「神床」と呼ぶ神棚を設ける<sup>×21)</sup>。巡幸施設が、巡幸後神社社殿に転用される例が多いのは、天皇由縁の建物として大切にされたこと以外に、その意匠が神社建築に似ていたことも一因と考えられる。

### (3) 巡幸施設の建築的特徴

これら巡幸施設で最も注目されるのは、本来なら椅子座に最もふさわしいはずの洋風建築で、敢えて畳を敷き、トコを設けるなど、和風の要素を加味する改造を加えている点である。その理由として考えられるのは、内部空間の「格」を表現する手段として、洋風ではなく和風の規範を用いたことである。板敷の床をそのまま使用しないのは、書院造で板敷の床を使うのが台所など裏方の格が低い部分だけだからであり、このため天皇が用いる部屋では絨毯を敷くにもかかわらず畳を敷いたと考えられる。また、トコは部屋の格の高さを示す装置として設けたものであろう。このように、洋風建築でありながら、和風建築の既存の規範を用いたのは、未だ洋風建築の浸透が浅く、洋風の意匠で「天皇の座所」という格を表現するだけの技術と知識がなかったためと考えられる。

同様に、和風の巡幸施設では、屋根や天井の高さを強調し、床高を上げる例が多い。高さの強調は、靴のまま床上にあがる生活様式に適應させるためとも考えられるが、内法高さは標準寸法であること、内部の天井高さとも無関係に外観の高さを強調している例があることなどから、書院造以来の空間秩序を利用して建物の格を示したものと判断される。さらに、金・銀の使用や、御所・神社建築の意匠の援用など、「格が高い」と認識される既存の意匠を随所に散りばめている。

明治天皇の巡幸施設で最も重視されたのは、天皇という特別な人物を迎えるにふさわしい「格」を表現することだったといえる。

### 1.3 巡幸施設の調度と室礼

巡幸施設は持参した調度と巡幸先が準備した調度によ

って、天皇の生活様式に即して設えられた。以下、調度と室礼、巡幸先での天皇の生活様式について検討する。

#### (1) 巡幸施設の必要調度

##### a. 天皇が持参する調度

巡幸の準備や対応は、各巡幸ごとに先述の「心得方」<sup>×6)</sup>によって太政官から通達された。天皇が使用する調度については、9年巡幸の「心得方」<sup>註2)</sup>に「御膳部一式、御椅子テーブル並御風呂御厠等八、総テ御持越ノ管ニ付別段用意ニ及バズ」とあり、椅子・テーブルなどすべて持参された。その後の巡幸の「心得方」にも同様に記述されており<sup>×6)</sup>、また5年巡幸は「心得方」<sup>×5)</sup>に調度の持参に関する記事がないものの、巡幸に関わった人々の回顧録<sup>×5)</sup>に「御椅子も御卓子も箱詰にして御持越」とあって、椅子とテーブルはすべての巡幸で持参されていた。

持参する調度は箱、棹などに収納されて運搬され<sup>×12)</sup>、14年巡幸の御泊行在所を例に見ると、「御寝台並びに夜具入」1箱他、長棹22棹に及んでいる<sup>×12)</sup>。また、天皇は同日内に複数箇所を巡幸し、天皇の到着前に準備する必要があるため<sup>×21)</sup>、巡幸施設に持参される調度はすべてが複数組準備され<sup>×21)</sup>、御泊行在所や御小休所を1、2ヶ所おきに順次送られた。

持参する調度を詳しく見ると、まず椅子は、柏崎御泊行在所で用いられたものは黒漆塗で所々に「金製蘭の御紋章」があり<sup>×25)</sup>、六郷御小休所で用いられたものは「沈金の巻絵」のある椅子だった<sup>×15)</sup>。これらから判断すると、天皇が持参した椅子は明治期に皇室が多く用いたとして知られる<sup>×53)</sup>、黒漆塗金蒔絵の椅子と同等のものであった。天皇が使用する椅子は、広島大本營設営（明治27年）など、巡幸以外の行幸でも持参されている<sup>註11)</sup>。天皇の椅子は、他では代替できない固有の椅子であり、天皇の身分を象徴する装置だったともいえる。

次にテーブルについては、「明治十一年八月北陸東海両道御巡幸御道具調書」<sup>註12)</sup>によれば御泊行在所に持参する調度として「御テーブル大一中一、錦御テーブル掛大二中一」が挙げられており、テーブルは3卓あった。こうしたテーブルは、新発田御泊行在所（新潟県）の場合、当主が東京大倉組に注文して「宮内省御用品同様」に「角形黒塗蒔絵の御卓子」や「丸型黒塗蒔絵の小卓子」を用意している<sup>×26)</sup>が、こうした漆塗のテーブルは例外で、多くは「白木の粗末なもの」だった<sup>×5)</sup>。18年巡幸の香登御小休所（岡山県和気郡）の古写真<sup>×11)</sup>には「御料のテーブル」として白木とみられるテーブルが写っており、これ以外様子がわかる例もみな白木である。これは、持参したテーブル掛を掛けて用いるため、テーブルそのものは簡素な仕様だったと考えられる。テーブル掛は、「紅地大和錦」（糸魚川町御泊行在所、新

新潟<sup>26)</sup>) などあり、華麗な錦で覆われたテーブルを前に黒漆金蒔絵の椅子に座るといふ明治天皇の玉座の様子<sup>13)</sup>が、巡幸時に確立していたことになる。これらの調度を巡幸に持参することにより、椅子座を用いる天皇の姿を地方に鮮烈に印象づけただろう。

この他「御寝台」は、すでに明治5年巡幸時に持参されており<sup>5)</sup>、巡幸先での就寝には寝台が用いられていた。その寸法は長さ7尺巾3尺5寸とある<sup>26)</sup>から、いわゆる洋式のベッドだったと考えられる。

天皇がすでに明治5年から仮皇居で椅子座を採用したことはよく知られる<sup>4)</sup>。巡幸に際し椅子、テーブル及び寝台を持参したことは、巡幸先でも一貫して椅子座を墨守したことを示している。

## b. 準備する調度

天皇が使用する調度は、先述のようにすべて持参されたため、巡幸先が準備する必要はないが、自主的に準備されたものもあった。11年巡幸の新発田御泊行在所となった白勢家では、巡幸に際し一般には持参品が使用される天皇使用の椅子・テーブル・テーブル掛を準備した<sup>26)</sup>。また、天童市立旧東村山郡役所資料館には巡幸のために用意した椅子・幕・御簾などが保存されている(図1-10)が、これらは用意したにもかかわらず天皇が持参の調度を使用したため実際には使用されなかったという<sup>22)</sup>。

『明治天皇御巡幸五十年記念展覧会写真帖』<sup>17)</sup>によれば、巡幸に関わる品として「玉座敷敷物」など絨毯・敷物6点が記されており、絨毯・敷物が各所で準備されている。また東置賜郡役所(山形県)では、玉座で使用する御簾を村民が懸金して東京から購入したといふ<sup>20)</sup>、御簾も自主的に準備されていた。こうした敷物や御簾は「心得方」に全く記載がないにもかかわらず、多くの巡幸施設で準備されており、準備規範の存在を伺わせる。

天皇が使用する調度に対し、供奉する臣下が使用する調度は、巡幸先が準備した。14年巡幸時の宮城県準備品を整理すると表1-5の通りで、巡幸時には臣下詰め所にも椅子、テーブルが準備され、天皇のみならず臣下にも椅子座が徹底された。

## (2)巡幸施設における室礼

巡幸施設の内部は、天皇が持参した調度や巡幸先が自主的に準備した調度によって設えられた。諸記録から、

表 1-5 14年巡幸における宮城県の準備品(文献12によ

| 使用品名 | 御泊行在所                 | 御昼行在所               | 小休所                    |
|------|-----------------------|---------------------|------------------------|
| 内膳課  | テーブル 7 ○              | テーブル 3 ○            | テーブル 1 ○               |
| 調度課  | テーブル 凡12 △            | テーブル 4 △            | テーブル 4 △               |
|      | 並椅子 凡20 △             | 並椅子 20 △            | 並椅子 20 △               |
|      | 靴拭籠 3                 | 靴拭籠 2               | 靴拭籠 2                  |
| 内膳課  | 屏風 1 △                |                     |                        |
| 備考   | ○新潟・県庁より送付ノ分<br>△普通有会 | ○県庁より送付スル分<br>△普通有会 | ○新潟<br>△普通有会、県庁より送付する分 |

これらの調度による室礼の様相を知ることができる。

巡幸先各所で敷物が準備されたことを先にみたが、11年巡幸の新発田御泊行在所では12畳の玉座に「花模様毛切絨毯の目覚むるような」敷物が敷き詰められ<sup>26)</sup>、新潟御泊行在所(新潟県)の玉座に「ベルベット」<sup>26)</sup>、泊御泊行在所(富山県)では「天鵝絨氈」<sup>26)</sup>が敷かれるなど、玉座にはほとんどの場合敷物が敷かれた。前述の通り、洋風建築の巡幸施設でも玉座は板敷の床に畳を敷いたから、巡幸施設が洋風・和風いずれの場合でも畳の上に敷物を敷いたことになる。これは、靴を履いたまま巡幸施設を使用する天皇の生活様式に対応したものであったと考えられ、巡幸施設では臣下も靴のまま巡幸準備をしている<sup>5)</sup>。

天皇の使用する椅子とテーブルは、敷物の上に直接置くのではなく、置畳を設え、その上に置く場合もある。11年巡幸の沼垂御小休所(新潟県)の「御臨御御間」の図(図1-11)によれば、中央に2畳の置畳を据え、その上に緋毛氈の茵を重ねて玉座としており、テーブルと椅子はこの茵の上に置かれた。また長松御小休所(岐阜県)では、「緋毛氈を敷き詰め、二畳台の上に南面して御椅子、その前と左とに大小の卓子を据え」ており<sup>30)</sup>、この他多くの巡幸施設で玉座に2畳程度の置畳を置き、更にその上に敷物を敷いて椅子・テーブルを置いている。

その他の室礼を見ると、沼垂御小休所では三方に御簾を垂らし、玉座の外面上方に「紫縮緬ノ幕」を巡らせ「注連」を引いている<sup>26)</sup>。御簾や幕、注連縄などを用いた玉座周囲の装飾は、東村山郡役所(山形県、図1-12)など他の巡幸施設でも一般的にみられるものである。先に洋風の巡幸施設の場合、トコを設けるなど和風の規範を用いて「格」を表現したことを指摘したが、置畳や御簾、幕などもその表現のひとつといえる。敷物を敷くことで椅子座の生活様式に対応させながらも、更にその上に置畳を設え、その上にまた敷物を敷いて天皇の象徴ともいえる椅子とテーブルを置き、御簾や幕などを廻らすという室礼は、重層的な「格」の表現であり、巡幸施設の室礼の特徴だった。

## 2. 皇太子(大正天皇)の巡幸施設とその室礼

### 2.1 巡幸施設の種類と建築様式

大正天皇の皇太子時代の長期にわたる巡幸は9回あり、その御泊行在所を建物の種類で分類すると表2-1の通りとなる。県庁舎や迎賓館、学校等公的な施設の利用が多く、住宅は全体の4割ほどで、その大部分は池田仲博別邸(仁風閣、鳥取、図2-1~3)や上杉茂憲邸(米沢)など旧藩主の邸宅である。明治天皇の巡幸が地方視察や国民の実情把握を目的に掲げたのに対し、皇太子巡幸の場合、公式の訪問は明治天皇の巡幸が無かった明治40



図2-1 仁風閣 外観



図2-2 仁風閣 御寝室

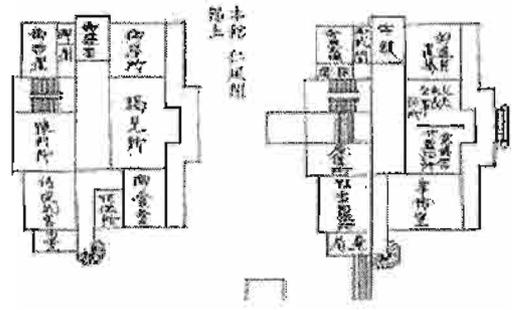


図2-3 仁風閣 平面図  
(『皇太子殿下山陰道行啓鳥取市奉迎誌』1908年)

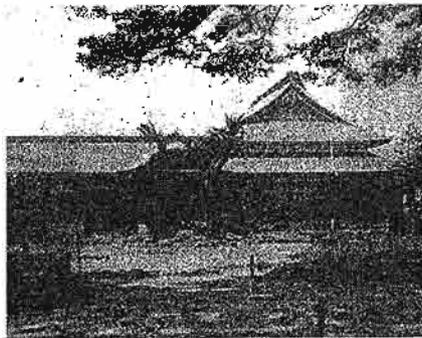


図2-4 鳳翔閣 外観  
(文献44所収)

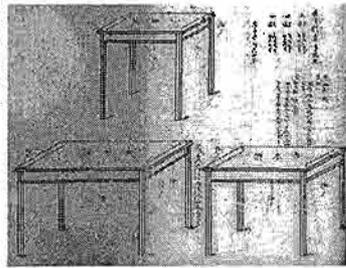


図2-5 「行啓ノ節所要品御座所用  
中小形卓」の図 (注15の文献所収)

表2-2 41年巡啓の宮城県における準備品の例  
(注15の文献により作成)

| 用途    | 品名    | 数  | 備考               |
|-------|-------|----|------------------|
| 御座所   | 中小形卓  | 1  |                  |
|       | 御椅子   | 1  | 御搭着される           |
| 供進所用  | 屏風    | 1  | 御座所用             |
|       | 三尺卓   | 2  | 白金山の卓袱を添える       |
| 侍医寮用品 | 六尺卓   | 1  |                  |
| 御車寄用  | 六尺卓   | 12 |                  |
| 内廷掛用  | 御座掛   | 1  | 御旅館御召換所御用        |
|       | 白木卓大形 | 1  | 御食卓用             |
|       | 白木卓中形 | 3  | 御座所及謁見所、御食卓用     |
|       | 白木卓小形 | 1  | 御物敷用             |
|       | 屏風    |    | 御寝室一雙他、裝飾又は見聞に使用 |



図2-6 大家尋常高等小学校の椅子  
(大代公民館所蔵)

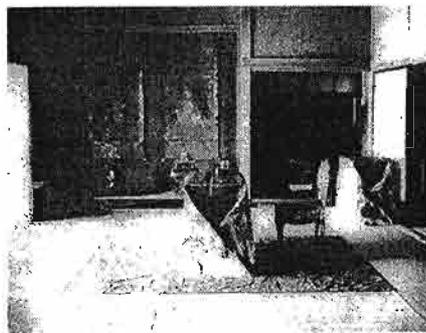


図2-7 借行社(仙台) 御座所  
(文献40所収)

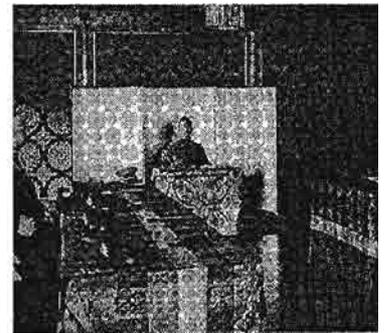


図2-8 昭和13年御前会議の室礼  
(『明治・大正・昭和天皇の生涯』  
新人物往来社、2001年、所収)

表2-1 皇太子(大正天皇)巡啓における御泊行在所の種類と建築様式(文献33~49による)

| 巡啓・期間                      | 学校  | 公共施設  | 重遊覧                    | 住宅   | その他                   | 件数           |         |
|----------------------------|---|---|------------------------|--|-----------------------|--------------|---------|
| 北九州巡啓<br>M33.10.14~12.3    |   | 旧西部都督部(小倉)<br>第七土木監督署(博多)                         | 借行社(熊本)                | 洋<br>鎮守府司令官官舎(佐世保)<br>有馬廣興別邸(久留米)<br>奥知軍公舎(長崎) | ●有栖川宮別邸(舞子)           | 和<br>7       |         |
| 信越北関東巡啓<br>M35.5.20~6.7    |   | 新潟県議会議事堂(新潟)<br>●松江閣(前橋)<br>陸奥園好支平(水戸)            | 洋<br>和<br>和            | ●中島伊平別邸(高崎)<br>高崎館(高田)                         | ●日光寺大建速(長野)           | 和<br>6       |         |
| 和歌山瀬戸内巡啓<br>M36.10.6~10.20 |   | 愛媛県庁舎(松山)<br>萩林公園御月亭(高松)<br>●後楽園(岡山)              | 和<br>和                 |  | ●二条離宮(京都)<br>徳義社(和歌山) | 和<br>5       |         |
| 山陰巡啓<br>M40.5.10~6.9       | ◎安来尋常高等小学校(安来)<br>◎安濃郡立農学校(大田)<br>◎大東尋常高等小学校(大東)<br>江津尋常高等小学校(江津) | ◎鳳翔閣(米子)<br>◎飛騨閣(倉吉)<br>◎工芸品陳列所(呉農園,松江)           | 水交社(舞鶴)<br>洋<br>和<br>洋 | ◎池田仲博別邸(仁風閣,鳥取)<br>◎遠藤重右衛門邸(今市)<br>◎松平武情邸(浜田)  | 洋<br>和<br>和           | ●二条離宮(京都)    | 和<br>12 |
| 南九州高知巡啓<br>M40.10.23~11.14 |   | 紫明館(宮崎)<br>大分県庁舎(大分)                              |                        | ●島津忠重邸(鹿児島)<br>山内重景邸(高知)                       |                       | 和<br>4       |         |
| 山口徳島巡啓<br>M41.4.4~4.19     |   | ◎千秋閣(徳島)  | 和                      | ●毛利元昭別邸(山口)                                    | ●有栖川宮別邸(舞子)           | 和<br>3       |         |
| 東北巡啓<br>M41.9.8~10.10      | 山形女子師範学校(山形)  | 釜山俱樂部(小坂)<br>福島県庁舎(福島)                            | 洋<br>洋                 | ◎借行社(弘前)<br>●借行社(仙台)                           | 和<br>洋                | ●有栖川宮別邸(清南代) | 洋<br>12 |
| 岐阜北陸巡啓<br>M42.9.15~10.6    |   | 双葉郡役所(富田)<br>◎富山県議会議事堂(富山)                        |                        | 前田利為別邸成其閣(金沢)<br>松平康経邸(福井)                     | 和<br>和                | ●西本願寺別院(岐阜)  | 和<br>4  |
| 北海道巡啓<br>M44.8.18~9.14     |   | ◎函館区公会堂(函館)<br>◎小樽区公会堂(小樽)<br>●豊平邸(札幌)<br>◎釧路区公会堂 | 洋<br>和<br>洋            | 借行社(旭川)<br>洋                                   | 和<br>和                | 御料牧場(新冠)     | 和<br>7  |
| 合計                         | 5   | 22  | 5                      | 19   | 9                     | 60           |         |

●は明治天皇行在所としても利用された建物、◎は行啓に当たって新築された建物を示す。

年の山陰巡啓（以下 40 年山陰巡啓と呼ぶ）と同年の南九州・高知巡啓、明治 44 年の北海道巡啓（以下 44 年巡啓と呼ぶ）の 3 回のみで、他は勉学のための「御微行」とされた<sup>8)</sup>。このため、明治天皇巡幸が一般の個人住宅を多く用いたのに対し、皇太子巡啓では公的な色彩の強い公共施設や旧藩主邸が用いられる結果となった。

9 回の巡啓のうち、公式の訪問とされた 40 年山陰巡啓と 44 年巡啓で新築された施設が多いのも同様の理由であろう。山陰は、明治天皇の巡幸が無かったために皇太子の来訪を切望していた地域であり、さらに明治 37 年に巡啓実施が内定して準備を始めた後、日露戦争勃発により 40 年に延期された経緯もあって<sup>9)</sup>、準備にさらに力が入る結果となった。この 40 年山陰巡啓では、12 箇所（野立 3 箇所を除く）の計 23 箇所が用意された<sup>10)</sup>が、このうち 21 箇所（御座所<sup>11)</sup>が新築され、1 箇所で大改造が行われていて<sup>12)</sup>、明治天皇巡幸時と同様、新築を当然とする傾向が見られる。44 年巡啓の場合も、明治天皇の滞在があった札幌を除く地域、すなわち小樽・釧路などで巡啓施設の新築が目立っている<sup>34)~37)</sup>。

利用された建物は時代性も反映する。公共建築では、公会堂・迎賓館と呼ばれる建物（鳳翔閣、米子など。図 2-4）の使用が特に目立ち、表 2-1 以外にも御小休所として帯広区公会堂（北海道）<sup>8)</sup>や能美郡公会堂（富山県）<sup>28)</sup>など複数が用いられており、しかもその多くが巡啓時に新築されている。公会堂や迎賓館は、明治初期には存在しなかった種類の建築であり、またこうした公共建築は、明治天皇巡幸時には原則として洋風建築で、玉座を別棟で置かない場合はその洋風建築が利用された。しかし、皇太子巡啓の場合は、表 2-1 にみるように公共建築のうち半数が和風である。同様に、旧藩主の邸宅も 1 例をのぞいてすべて和風で、巡啓の行われた明治後期は、明治維新当初東京に本邸を構えた旧藩主らが、かつての領地に地元本邸を和風で建設した時期に当たる<sup>56)</sup><sup>15)</sup>。公会堂や迎賓館などいわば町の顔となる公共性の高い施設や、旧藩主の邸宅が和風の意匠で建てられたのは、日清・日露戦争後の国家意識の高揚の現れと指摘されている<sup>56)</sup>が、これらの多くが巡啓時に新築されていることから、皇太子巡啓が建設の契機になった可能性を指摘できる。

## 2.2 巡啓施設の平面と内部空間

ここでは、新築された巡啓施設が多い 40 年山陰巡啓、44 年巡啓を中心に検討を行う。

まず平面についてみると、御小休所や御昼行在所の場合、御座所 1 室のみの場合が多い。一方、御泊行在所の場合、安来尋常高等小学校（安来）を例に見ると、15

畳の謁見所を中心に、その左右に 10 畳の御座所と 10 畳の寝室、さらに食堂・更衣の間・浴室・便所が設けられている<sup>44,45)</sup>。他の御泊行在所も同様で、遠藤嘉右衛門邸（今市）のように謁見所がない場合もある<sup>44,45)</sup>ものの、仁風閣（鳥取、図 2-3）や工芸品陳列所（興雲閣、松江）でも御座所・謁見所（拝謁室）・食堂・寝室が設けられていて<sup>44,45)</sup>、洋風・和風という建築様式に関わらず、御座所・寝室・食堂は別室で設置されている。先に見たように、明治天皇巡幸の場合は、御泊行在所も御小休所も大部分が玉座 1 室で構成されていたのに対し、皇太子巡啓では用途毎に部屋を分け、複数の部屋で構成される点が大きく異なっている。

内部空間については、明治天皇巡幸時には洋風建築の内部で巡幸時のみ畳を敷き、トコを設ける例が多かったことを指摘したが、皇太子巡啓の場合、洋風の御座所や謁見所にトコや畳を持ち込む例はみられない。ただし、寝室については建築様式に関わらず畳敷で（図 2-2）、例えば函館区公会堂の場合、本来は板敷きで備え付けの寝台があるにもかかわらず、巡啓の時のみ既存の寝台を取り払って畳 6 畳を敷き込んでいる<sup>33)</sup>。寝室を畳敷にする例は、皇太子が夏期の保養に用いた日光田母沢御用邸<sup>52,54)</sup>にもみられ、また赤坂離宮内の東宮御所には全室畳敷きの御殿も建てられており<sup>16)</sup>、畳敷の寝室はこれら皇太子の日常の生活空間に近づけるよう用意されたと考えられる。こうした平面や室内の様子は、40 年山陰巡啓でも 44 年巡啓でも共通し、かつ施設間の相違もほとんどないほどよく統一されていて、宮内省の明確な指示があったことを窺わせる。皇太子の巡啓では、送迎時の服装や方法が細かく明文化され<sup>8)</sup>、今日も続けられている樹木の御手植等の儀式が定型化する<sup>45)</sup>など、明治天皇巡幸に比べ巡啓の形式が統一されたことがすでに指摘されている<sup>8)</sup>。同様に、巡幸施設についても均一化が図られ、皇太子が普段生活する空間にできるだけ近づけるよう意図されたと考えられる。

## 2.3 巡啓施設の調度と室礼

### (1) 巡啓施設の必要調度

皇太子の巡啓施設は、上記のように複数の居室で構成されたため、施設全体で必要とされる調度も多かった。このため、明治天皇巡幸では天皇が使用する調度はすべて持参されたが、皇太子巡啓では「宮内省より差し廻されたる」<sup>33)</sup>調度と、巡啓先が準備する調度の両方が用いられた。

皇太子が持参したのは「御椅子」<sup>33)</sup>、「洋卓掛」<sup>33)</sup>、「御寝台」<sup>44)</sup>、「御夜具」<sup>44)</sup>、「便器」<sup>44)</sup>等である。

椅子とテーブル掛はいずれも御座所で用いられた<sup>33)</sup>。テーブル掛は「赤地に龍鳳凰牡丹の模様ある錦」<sup>33)</sup>で、

明治前期からしばしば使用される皇室を象徴するテーブル掛である。巡啓施設の寝室はすべて畳敷だったが、「御寝台」を持参して使用した。

明治41年の東北巡啓（以下41年巡啓と呼ぶ）の宮城県の場合、準備について東宮主事から詳細な指示が出されている<sup>47</sup>。巡啓先での準備品については印刷物で示され（表2-2）、準備品の一部は図化されていて（図2-5）、行啓準備の規格化が進んだことが窺える。表2-2に見るように、巡啓先が準備した調度は多種多様にわたり、明治天皇がすべて持参したと大きく異なる。また、巡啓先の御座所で皇太子が使用する椅子は持参されたが、安来尋常高等小学校（島根県）では「御旅館用の椅子二脚は郡より大阪に注文して新調」し<sup>44,45</sup>、他に仁風閣（鳥取県）、飛龍閣（鳥取県）、大家尋常高等小学校（島根県、図2-6）、豊平館（北海道）に巡啓時の椅子が現存するから、巡啓先でも椅子を準備したことがわかる。これらはいずれも御泊行在所で、御泊行在所の場合複数室から構成され、特に多くの調度を必要とするため、巡啓先が皇太子の使用する調度を準備したのであろう。

椅子をはじめとする多種多数の調度を巡啓先が準備したことは、明治後期には皇太子の使用する調度を調達できる体制が地方でも整ったことを示唆している。また、仁風閣に現存する椅子は、皇室家具に多い黒漆塗金蒔絵ものだが、明治初期皇室家具の遺構とされる<sup>57</sup>春帆楼の椅子と比較すると、背もたれと座が一体で作るよう改善され、蒔絵の施し方が洗練されるなど、家具としての成熟がみられる。

## (2) 巡啓施設における室礼

巡啓施設は、持参の調度と準備した調度で設えられた。宍道御昼行在所（木幡久右衛門邸、島根県）の御座所の場合、段通を敷き詰め金屏風を立て、中央にさらに小段通を敷き、その上に椅子・テーブルを置いた<sup>44</sup>。また、仁風閣の御座所の場合、絨毯敷きの床に<sup>46</sup>金屏風2双と「赤地金蘭の卓掛」を掛けたテーブル、椅子1脚を置いた<sup>44</sup>。前者は和風建築、後者は洋風建築だが、床に敷物を敷き、金屏風の前に椅子・テーブルを置くという室礼は共通し、また他の御小休所や御昼行在所でも、敷物の仕様などわずかな差異はあるものの共通して用いられている。御座所で使用する屏風は金無地に限られており<sup>44</sup>、能義郡では大阪に注文して「絹地に箔三枚掛けにて金欄の表装黒塗縁」の屏風を用意した<sup>44</sup>。金無地と仕様を限定していることから、金屏風は御座所を設える重要な要素だったと考えられ、皇太子の巡啓では金屏風・椅子・金欄のテーブル掛からなる室礼が洋風建築・和風建築いずれの御座所でも用いられる定型化したものとなった。

生活様式の変化も大きい。41年巡啓の伊達宗基家（御昼行在所、宮城県）では、「殿下には御玄関において御脱靴を願ふ」<sup>47</sup>とあり、皇太子は行啓施設の玄関で靴を脱いでいる。今市御泊行在所（遠藤嘉右衛門家、島根県）では、皇太子は玄関の衝立内側で上靴に履き替えて御座所に入室した<sup>45</sup>。また、出雲御昼行在所（千尊福邸、島根県）でも、玄関に入った後上靴に履き替えている<sup>45</sup>。こうした例は和風建築だけではない。41年巡啓の偕行社（仙台）の場合、洋風建築の内部に畳敷の御座所が設けられた（図2-7）が、椅子とテーブルの部分にのみ絨毯を敷いている<sup>40</sup>。畳敷の御座所に絨毯を使用する方法は明治天皇巡幸時からみられたが、明治天皇巡幸の場合土足のまま使用するために絨毯が部屋中に敷き詰められていたのに対し、偕行社の場合絨毯は敷き詰めではなく室内で「脱靴」し上履きで使用したと考えられる。また明治天皇の場合、個人住宅などでは庭から靴のまま直接御座所に入ることが多かったが、皇太子の場合、個人住宅を含む行啓施設のほとんどで玄関を幕等で設えていて<sup>44</sup>、玄関を使用することを前提としていた。

## 3. 巡幸・巡啓施設の特質とその設計意図

### 3.1 建築平面と内部空間

明治天皇巡幸と、皇太子（大正天皇）巡啓では、巡幸・巡啓施設の設計意図に明らかな差を認めることができる。第一に、巡幸・巡啓施設で重視した要素の相違である。明治天皇の巡幸施設が高さの強調や神社建築の意匠の援用等によって、天皇を迎える建物という「格」を表現することを重視しているのに対し、皇太子の巡啓施設は皇太子の日常生活に近い空間を用意すること、すなわち生活空間の「質」を重視している。明治天皇の巡幸施設では、施設全体の規模が大きくても、天皇の使用する部屋が一室に限定されており、また巡幸を記録した資料でも巡幸施設の居住性についてはほとんど述べられていない。皇太子の巡啓施設が皇太子にとっての「臨時の住まい」であるのに対し、明治天皇の巡幸施設は「住まい」というよりむしろ、御神体や仏像を納める厨子に近い存在といえる。

第二に反映されたイメージの相違である。明治天皇の巡幸施設では、建物の平面に定型はあるものの、外観や意匠はそれぞれの施設ごとに異なっており、巡幸を指揮する太政官側の指示よりむしろ、その地方または迎える人々が抱いた「天皇のための建築」のイメージが直接反映していたと考えられる。これに対し皇太子巡啓では、平面や部屋の構成のみならず、仕様や使い方でよく統一されていて、宮内省の指示が細部にまで及んでいたことを窺わせる。皇太子の巡啓施設は、皇太子の日常生活の場である東宮御所を写したものであり、宮殿・御用邸

の縮小版といえ、明治後期には「皇室の住まい」の定型がすでに確立されていたことを示している。

明治天皇の巡幸施設において、本来なら椅子座に最もふさわしいはずの洋風建築で、敢えて畳を敷き、トコを設けるなど、和風の要素を加味する改造を加えていたことはすでに指摘した通りだが、この姿から連想されるのは明治宮殿や御用邸の床仕様である。明治宮殿や御用邸では、畳敷の上に絨毯を敷き詰めるという仕様が多用されており<sup>51)</sup>、表面上は全く見えないにもかかわらず畳を敷くことについて、弾力性を増すため等の理由が従来説明されてきた<sup>52)</sup>。皇室での絨毯の使用は、赤坂仮皇居時代の明治5年に始まる<sup>53)</sup>が、赤坂仮皇居の場合、元紀州藩邸という和風建築であり、既存の和風建築を椅子座という洋風の生活様式に対応させるために畳の上に絨毯を敷いたことは理解しやすいものの、新築の明治宮殿や御用邸であえて絨毯の下に畳を敷き詰める必要性は見出せない。一方、明治天皇の巡幸が行われたのは明治5年から18年で、最後の巡幸は明治宮殿の実施案が決定した時期に当たる<sup>54)</sup>。洋風の巡幸施設で畳を敷いたのは書院造の規範を用いて空間の格の高さを表現しようとしたためであったが、その「格」は明治宮殿や御用邸という皇室の建物に最も必要とされる要素であった。巡幸で用いられた仕様が天皇の座所という格式を表現する特別な方法として、宮殿や御用邸で定型化した可能性は高いと考えられる。

### 3.2 調度と室礼

明治天皇巡幸と皇太子（大正天皇）巡啓を比較すると、生活様式に変化が見られる。明治天皇巡幸では、建築様式に関わらず常に土足のまま椅子とテーブルを用いる西洋の生活様式が遵守されているが、皇太子巡啓では椅子座の生活様式を採用しつつも靴を脱ぐ様式を採用している。皇太子巡啓の場合、皇太子の日常の生活に近づけることが意図されていたから、こうしたスタイルは皇太子御殿等でも行われていた可能性が高く、明治後期にはいわば日本化した椅子座の生活様式が皇室に導入されていたことになる。

また、室礼においては、和風建築でも洋風建築でも椅子とテーブルを置く点は共通するものの、大きな相違が見出される。明治初期の天皇巡幸においては、持参した椅子とテーブルのほか、畳の上に更に置畳を設け、幕を張り注連縄を結ぶなど、建物と同様和風の要素を用いて天皇を迎えるにふさわしい空間を設えた。ただしその様相は、テーブルと椅子を置く以外は各施設ごとに異なり、天皇の座所としての室礼は定型化していなかった。一方、明治後期の皇太子巡啓では、床に絨毯を敷き、持参の椅子と金襴のテーブル掛を掛けたテーブルを置き、金屏風

を据えるという室礼が確立した。この椅子・テーブル掛・金屏風による組み合わせが確立したことで、明治前期の巡幸施設のような混乱した室礼を脱却して、和洋双方の要素を用いた新たな定型を獲得し、以後皇室を象徴する室礼として今日まで継続した（図 2-8）。この室礼は、建築の壁面や床面から自立して成立するため、洋風・和風などの建築様式や、建物の内部・外部に関わらず設置することができ、天皇や皇太子、さらには皇族という身分を表現する装置として場所を選ばず機能した。このため、建築だけに天皇（皇太子）の「格」を表現する役割を負わせる必要がなくなった。近代の皇族は、別荘など私的空間において和風に対する根強い執着が見られることをすでに指摘した<sup>50)</sup>が、室礼の成立によって、「格」の表現にこだわらず公的な空間でもこうした嗜好を満足させることが可能になった。明治中期以降の皇族邸宅の洋風から和風への回帰の背景には、この「皇室の室礼」の確立が要因として存在したと考えられる。

### おわりに

以上、明治前期の明治天皇巡幸施設と明治後期の皇太子（大正天皇）巡啓施設を対象に、平面・意匠および調度・室礼について検討し、その特質と設計意図について考察した。判明した諸点は次の通りである。

- (1) 明治天皇の巡幸施設は、和風建築が圧倒的に多く、大部分が個人住宅だった。いずれも玉座1室で構成され、巡幸に当たって新築・改造された例が多かった。
- (2) 明治天皇巡幸施設のうち、洋風建築では巡幸時のみ床に畳を敷き、トコを設けるなど和風の要素が加味され、和風建築では高さの強調や神社建築の意匠の援用が行われて、天皇の座所という「格」の表現が重視された。
- (3) 明治天皇巡幸では、天皇が用いる椅子・テーブル・テーブル掛等の調度がすべて持参され、天皇は建築様式に関わらず玉座に土足のまま入り、椅子に座するという生活様式を墨守した。また、椅子やテーブルなど椅子座に対応する調度以外に、置畳・幕・御簾など和風の調度によって、玉座の「格」が表現された。
- (4) 皇太子（大正天皇）の巡啓施設は御座所・謁見所・寢室など用途毎に複数の部屋を使い分け、各室にふさわしい家具が用意された。また、建築様式に関わらず寢室は畳敷に統一され、皇太子の日常の生活空間に近づけること、すなわち居住空間としての「質」が重視された。
- (5) 皇太子巡啓施設の御座所では、椅子とテーブルを置き、テーブル掛を掛け、金屏風を立てるという今日まで続く室礼が定型化した。この室礼の確立により、建築のみが格を表現する役割を担う必要がなくなり、皇

室が本来持つ和風への嗜好を満たす建築様式の選択が可能になった。

(6) 明治宮殿等で採用された畳敷の上に絨毯を敷き詰める仕様は、明治天皇巡幸での室礼を踏襲したと考えられ、巡幸施設が皇族邸宅の仕様等に影響を与えた可能性は高い。一方皇太子巡幸施設は、すでに定型が確立していた皇族邸宅の姿を投影する存在であり、椅子座を踏襲しながら靴を脱ぐといういわば日本化した椅子座の様式が明治後期の皇室で用いられていたことを示している。

以上のように、巡幸・巡啓施設が一貫して表現しようとしたのは、天皇（皇太子）の座所としての「格」である。それは建築と室礼によって形成されるものであり、「見る」側と「見られる」側に「格」を判断する共通の認識があって初めて成り立つものといえる。巡幸・巡啓施設での「格」の表現は、明治初期には建築が担う役割が大きく、明治後期には室礼が担う比重が高くなった。換言すれば、座敷飾など建築そのものの装置によって内部空間の性格や格を表現するという書院造の考えから離れ、家具などの室礼によって表現するという洋風のインテリアの考え方が認知されたことを意味する。

巡幸・巡啓施設は、特別な人物のための特異な建築である。しかしそこからは、明治という時代において、和風・洋風という様式が何を担い、何を表現しようとしてきたのか、その変容過程をみることができる。

〔行幸・行啓全般に関わるもの〕

- 1) 多木浩二：天皇の肖像，岩波新書，1988。
- 2) 栃木県立博物館：明治天皇と御巡幸，栃木県立博物館，1997。
- 3) 明治天皇行幸年表：東京大学出版会，1933。
- 4) 宮内庁編：明治天皇紀，1968～1977。
- 5) 我部政男他編：太政官期地方巡幸資料集成第1～24巻，柏書房，1997。
- 6) 皇室事典，富山房，1938。
- 7) 武部敏夫・中村一紀編：明治の日本一宮内庁書陵部所蔵写真，吉川弘文館，2000。
- 8) 原武史：大正天皇，朝日新聞社，2000。
- 9) 原武史：可視化された帝国——近代日本の行幸啓，みすず書房，2001。

〔各地域の明治天皇行幸史料〕

- 10) 明治天皇聖蹟保存会：明治天皇聖蹟一東北北海道御巡幸之巻上，明治天皇聖蹟保存会，1931。
- 11) 明治天皇聖蹟保存会：明治天皇聖蹟一中国西国並山陽道御巡幸之巻，明治天皇聖蹟保存会，1935。
- 12) 宮城県：明治天皇聖蹟志，宮城県，1925。
- 13) 小倉博編：明治天皇聖蹟（秋田県），明治天皇聖蹟保存会，1936。
- 14) 土田章彦：図説湯沢の歴史，無明舎出版，1985。
- 15) 仙北郡誌編纂会：辛巳迎變記，1928。
- 16) 高山永三郎：明治天皇御巡幸五十年記念帖，山形県教育会，1928。

- 17) 渡辺徳太郎編：明治天皇御巡幸五十年記念展覧会写真帖（山形），渡辺徳太郎，1932。
  - 18) 山形教育会：山形県行幸記，1916。
  - 19) 狩川町教育委員会編：狩川町史，狩川町教育委員会，1987。
  - 20) 手塚富五郎：東置賜郡史，東置賜教育会，1939。
  - 21) 出羽小学校編：我が郷に仰ぐ聖駕のみあと，出羽小学校校友会，1931。
  - 22) 天童市立旧東村山郡役所資料館：明治天皇行在所（展示解説リーフレット）。
  - 23) 明治天皇聖蹟保存会郡山分会：明治九年・明治十四年郡山巡幸記録，1937。
  - 24) 福島県教育委員会：福島県重要文化財開成館修理工事報告書，1967。
  - 25) 田代善吉編：栃木県聖蹟志，下野史談会，1931。
  - 26) 山中樵編：明治天皇聖蹟誌（新潟），中野財団，1924。
  - 27) 斎藤秀平：明治十一年明治天皇新潟県御巡幸六十年記念誌，新潟県，1938。
  - 28) 富山県：明治天皇北陸御巡幸六十周年記念誌，1938。
  - 29) 上田史談会：明治天皇北陸東海御巡幸五十年記念写真帖，1928。
  - 30) 岐阜県：岐阜県御巡幸誌，河田貞次郎，1925。
  - 31) 奈良国立文化財研究所編：滋賀県の近代和風建築，滋賀県教育委員会，1994。
  - 32) 平川清：龍影閣史料箱，あつた92号，熱田神宮，1973.1。〔各地域の皇太子（大正天皇）巡幸史料〕
  - 33) 千葉稲城：東宮殿下行啓記念函館奉迎記，1911。
  - 34) 文化財建造物保存技術協会編：重要文化財豊平館保存修理工事報告書，札幌市，1986。
  - 35) 小樽再生フォーラム編：小樽の建築探訪，北海道新聞社，1995。
  - 36) 文化財建造物保存技術協会編：重要文化財旧函館区公会堂保存修理工事報告書，函館市，1983。
  - 37) 釧路市公民館：公民館42年の記録，1992。
  - 38) 弘前市教育委員会編：弘前の文化財一洋風建築，弘前市教育委員会，1986。
  - 39) 秋田県：秋田県史第四冊・県治部一，秋田県，1917。
  - 40) 大武丈夫：東宮殿下行啓記念写真帖（仙台），1908。
  - 41) 文化財建造物保存技術協会編：重要文化財天鏡閣本館・別館・表門保存修理工事報告書，福島県，1983。
  - 42) 富山県編：富山県史通史編V近代上，富山県，1981。
  - 43) 三重県編：東宮行啓記，三重県，1912。
  - 44) 上田伸之助：春日の光，報光社，1907。
  - 45) 角金次郎編：山陰道行啓録，稻吉金太郎，1907。
  - 46) 文化財建造物保存技術協会編：重要文化財仁風閣保存修理工事報告書，鳥取市，1976。
  - 47) 松江市教育委員会：興雲閣保存修理報告書，1988。
  - 48) 文化財建造物保存技術協会編：重要文化財木幡家住宅保存修理工事報告書，木幡家住宅保存修理委員会，1978。
  - 49) 浜田市：写真集はまだ，1982。
- 〔その他〕
- 50) 水沼淑子・加藤仁美・小沢朝江：近代における皇族別荘の立地・沿革及び建築・使い方に関する研究—海浜別荘を中心とする検討，住総研研究年報No.27，住宅総合研究財団，2001.3。
  - 51) 小沢朝江・水沼淑子：皇族本邸における和風と洋風の使い分けについて—近代における皇族邸宅の建築様式と生活様式に関する研究(1)，日本建築学会大会学術講演梗概集，2000。
  - 52) 小野木重勝：近代和風宮廷建築における和洋折衷技法に関

- する研究（文部省科学研究費補助金成果報告書），1988。
- 53) 小泉和子：旧沼津御用邸の家具，沼津市，1995。
- 54) 中村光彦・浅羽秀男・河東義之他：紀伊徳川家江戸中屋敷の旧日光田母沢御用邸への移築について，日本建築学会計画系論文集 542 号，日本建築学会，2001.4。
- 55) 越野武：日本の建築（明治・大正・昭和）1 開化のかたち，三省堂，1979。
- 56) 内田青蔵・大川三雄・藤谷陽悦：図説近代日本住宅史，鹿島出版会，2001。
- 57) 中村圭介：文明開化と明治の住まい—暮らしとインテリアの近代史（上），理工学社，2000。
- 58) 小野木重勝：明治洋風宮廷建築，相模書房，1983。

〔注〕

- 1) 名称は文献 6 及び「御巡幸二付治道地方官心得方」（文献 5 所収）等による。以下，宿泊に用いるものを御泊行在所，昼食に用いるものを御昼行在所，休憩に用いるものを御小休所と呼ぶ。
- 2) 「明治九年御巡幸二付心得方」（文献 2 所収）。
- 3) 9 年巡幸と 14 年巡幸で異なる用途に用いられた場合，別に数えているため，実際の件数とは異向がある。
- 4) 通運会社を営む「四層樓の洋館」だった（文献 10）。
- 5) 玉座は天皇が坐る椅子を指すことが多いが，図 1-2 のように巡幸では明治天皇が坐る部屋そのものを玉座と呼んでいる。
- 6) 注 2 の史料にも「御休泊行在所」について「但，別段修繕ヲ加ルニ及バズ」とある。
- 7) 文献 12～32 所収の指図等による。なお湯殿は，漆山御小休所など，御泊行在所以外でも用意した例が多い。
- 8) 巡幸施設で和風建築を新築したもののうち，様相がよくわかる例を扱った。
- 9) 文献 12 所収の平面図の雷込など。なお，文献 5 の記録等によれば，天皇は庭側から直接靴のまま室内に上がり，庭を向いて椅子に座っている。トコは，こうした使い方に対応するよう，天皇の背後に当たる場所に設えられたと考えられる。
- 10) 沼垂御小休所（新潟県，図 1-11）など。
- 11) 明治 5 年 3 月 13 日に天皇が東校と文部省に行幸した際にも宮内省から文部省に椅子が差廻されている。『明治五年幸啓録二』宮内庁書陵部蔵。
- 12) 『明治十一年幸啓録十』宮内庁書陵部蔵。
- 13) 聖徳記念絵画館所蔵「枢密院憲法会議」など。これはもちろん絵画であって事実とはいえないが，こうした調度を用いる様子が天皇の象徴的な姿と捉えられていたことがわかる。
- 14) 御座所は「便殿」「御休憩室」とも呼んでいるが，ここでは御座所という名称に統一する。
- 15) 松浦邸（長崎県平戸市，現松浦資料館，明治 26 年），毛利元敏邸（山口県下関市，明治 36 年），毛利本邸（山口県防府市，大正 5 年）など多数の例がある。
- 16) 「東宮御所新築御二階家及其他各所模様替工事落成図」都立中央図書館木子文庫所蔵，など。
- 17) 『明治四十一年行啓関係書類』宮城県公文書館蔵。